

西宮市上下水道局工事監督技術基準

(平成 14 年 4 月 19 日)

(決裁工務第 25 号)

沿革

平成 15 年 10 月 21 日 決裁工務 191 号 [1]

平成 25 年 3 月 28 日 決裁水配 773 号 [2]

平成 29 年 3 月 31 日 [3]

令和 2 年 1 月 22 日 [4]

令和 2 年 3 月 31 日 [5]

令和 3 年 3 月 31 日 [6]

(目的)

第 1 条 この技術基準は西宮市上下水道局工事監督要領（平成 14 年 4 月 19 日決裁工務第 24 号）第 7 項に基づき、西宮市上下水道局が発注した請負工事に係る工事監督の技術的基準を定めることにより工事監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。[1][3]

(用語の定義)

第 2 条 この技術基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「工事監督」 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「工事監督員」 総括監督員、主任監督員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」 工事監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握、調整）を総称していう。
 - ① 指示 工事監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ② 承諾 契約図書で明示した事項で、受注者が工事監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、工事監督員が書面により同意することをいう。
 - ③ 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - ④ 通知 工事監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤ 受理 契約図書に基づき、受注者の責任において工事監督員に提出された書面を工事監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥ 確認 契約図書に示された事項について、工事監督員が臨場若しくは受注者が提出

した資料により、工事監督員が契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。

- ⑦ 把握 工事監督員が臨場若しくは受注者の提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、工事監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対し認めるものではない。
- ⑧ 立会 契約図書に示された事項について、工事監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- ⑨ 調整 工事監督員が関連する工事または工事地先住民との間で、工法、工程等について相互に支障なきよう説明し、必要事項を受注者に指示することをいう。

(4) 「検査員」 西宮市上下水道局工事検査規程第2条第2号に定める検査員をいう。

[3] [4]

(工事監督の実施)

第3条 工事監督員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

項目	業務内容
1. 契約履行の確保 (1) 契約図書の内容把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 契約図書に基づく指示、承諾、協議、受理事等 (4) 条件変更等に係る確認、調査、検討、通知、中止等 (5) 変更設計図面、数量等の作成及びその	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及び以下の事項について把握をする。 ① 配置技術者の専任状況及び技術者の適正配置 ② 施工体制台帳及び施工体系図の整備 ③ その他契約の履行上必要な事項 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 契約図書に示された内容の指示、承諾、協議及び受理事等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 ① 条件変更等に関する事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の変更内容を定める。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。 変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成し、工事担当課長へ報告する。

項目	業務内容
報告	
(6) 関連工事との調整	関連する 2 以上の工事において、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程の把握をし、必要に応じて工事促進の指示を行う。
(8) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	工期変更について、事前協議及びその結果の通知を受注者に行う。
(9) 契約管理課・契約管理課（技術管理担当）等への手続き	
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び手続き	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、受注者からの中止期間中の維持管理基本計画を検討・承諾したうえで、契約変更を契約管理課へ依頼する。</p> <p>② 受注者からの工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、必要な設計変更を行い、契約変更を契約管理課へ依頼する。</p>
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び手続き	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、必要な設計変更を行い、契約変更を契約管理課へ依頼する。
3) 不可抗力による損害の調査及び手続き	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況を調査し確認結果を契約管理課に報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、損害額の負担方法を契約管理課と協議したうえで、必要な手続きを契約管理課へ依頼する。</p>
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約管理課及び契約管理課（技術管理担当）へ報告する。

項目	業務内容
5) 部分使用の確認及び検査依頼	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、部分完成検査を検査員へ依頼する。
6) 部分払の出来高の確認及び検査依頼	部分払がある場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し、出来高検査を検査員へ依頼する。
7) 工事関係者に関する報告	現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理について著しく不相当と認められる場合は、契約管理課及び契約管理課（技術管理担当）へ報告する。
8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約を解除する必要があると認められる場合は、契約管理課に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約管理課へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び工事出来形調書の作成を行い、随時検査を検査員へ依頼する。</p>
2. 施工状況の確認	
(1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給（貸与）品の確認</p> <p>④ 事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥ 工事区域用地の境界の把握</p> <p>⑦ 地下埋設物、土壌等の確認</p> <p>⑧ その他必要な事項</p>
(2) 指定材料の検査又は確認	設計図書において、工事監督員の試験若しくは検査又は確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は工事監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、工事監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。

項目	業務内容
(4) 工事施工状況の確認（段階確認又は一工程の施工の確認）	設計図書に示された施工段階又は一工程の施工が完了したときにおいて、立会い等により確認を行う。
(5) 工事施工状況の把握	主な工種について、適宜立会い等により、施工状況の把握を行い、記録する。
(6) 建設副産物の適正処理状況の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。
(7) 改造請求及び破壊による確認	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書の規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を危機管理企画課と打合せのうえ引渡し等の措置をとる。</p>
3. 円滑な施工の確保	
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対して必要な措置を行う。
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。
4. その他	
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について財務課等と協議のうえ指示する。

項目	業務内容
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。
(3) 事故に対する措置	事故が発生したときは、速やかに状況を調査し、工事担当課長に報告する。
(4) 工事成績の評定	工事監督員は、工事完成のとき「工事検査評定基準書」に基づき、工事成績の評定を行う。
(5) 工事完成検査等の立会	原則として工事監督員は、完成、出来高、工場、部分完成、随時等の各段階における工事検査の立会いを行う。
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査日を通知する。

[1] [2] [3] [4] [5] [6]

付 則

この取扱いは平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 15 年 10 月 21 日決裁工務第 191 号 [1]）

この取扱いは、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

付 則（平成 25 年 3 月 28 日決裁水配第 773 号 [2]）

1 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

2 この基準の実施前に請負契約を締結した工事については、なお従前の例による。

付 則（平成 29 年 3 月 31 日 [3]）

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

付 則（令和 2 年 1 月 22 日 [4]）

この基準は、令和 2 年 2 月 1 日より実施する。

付 則（令和 2 年 3 月 31 日 [5]）

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。

付 則（令和 3 年 3 月 31 日 [6]）

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。